

令和5年第10回定例会

# 江東区教育委員会会議録

令和5年10月30日（月）

江東区教育委員会

## 令和5年第10回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和5年10月30日（月）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和5年10月30日（月）午前11時6分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、榎本江東図書館長、関戸深川図書館長、菅原文化観光課長

### 6 報告事項

- (1) 令和5年第3回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

### 7 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和5年第10回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について傍聴したい旨1名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

（傍聴人入室）

本多教育長 それでは、本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、浅野委員にお願いいたします。

それでは、これより報告事項に入ります。議事進行上の都合から、順序を変更しまして、初めに報告事項9 江東区文化財の登録内容の変更についてを説明願います。

文化観光課長。

菅原文化観光課長 それでは、恐れ入ります、資料9を御覧いただければと存じます。江東区文化財の登録内容の変更についてでございます。

文化財の登録内容の変更といたしまして、史跡、五百羅漢跡、こちら住所のほうが大島3-1、4-5付近となります。登録は昭和56年4月10日の登録となっております。

今回変更するものが、名称の変更というものでございます。変更前、

五百羅漢跡から、変更後、羅漢寺跡に変更するものでございます。

こちらのほう、これまで用いられてまいりました五百羅漢跡という史跡としての名称でございますけれども、これはあくまでも通称名から取られたものでございまして、寺院として正式な名称といたしましては、羅漢寺、これが正しい名称となります。そういったこともございまして、登録した当時は広く知られておりました通称名を文化財の名称として採用したというふうを考えられるんですけれども、現在においては、やはり正式な名称を用いて登録することが正しいというふうに審議会のほうで判断いたしまして、今回変更させていただくということで、御報告させていただくものでございます。

正式な名称である羅漢寺を用いまして、名称のほうを羅漢寺跡とさせていただきますたいと思います。

説明のほうは以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

なお、文化観光課長につきましては、他の公務のため、ここで退席いたします。

菅原文化観光課長 失礼いたします。

本多教育長 続いて、報告事項1 令和5年第3回区議会定例会教育委員会関係についてを事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 それでは、令和5年第3回区議会定例会の教育委員会関係について御報告申し上げます。資料1を御覧願います。

令和5年第3回定例会は、9月21日の本会議で5名の代表質問、22日の継続本会議で9名の通告による質問が行われ、全体で48本の質問がございました。このうち、教育関連では、資料に記載のとおり4本の質問がございました。質問と答弁の概要は資料に記載のとおりでございますので、ここでは簡潔にポイントを絞って御報告申し上げます。

まず1人目、公明の矢次浩二議員は代表質問で、誰1人として取り残さない教育施策、こども施策についてとして、主に医療的ケア、発達障がい等、特別な支援を要する児童等への支援策についての質問があり、医療的ケアは一人一人状況が異なるため、看護師の配置など、きめ細やかな対応を図るとともに、関係機関との連携や教職員の理解促進、SSWとの連携を図っていく旨の答弁をいたしました。

2人目、維新の松澤あいり議員は代表質問で、教育についてとして、南部地域のブリッジスクール整備やスクールカウンセラーの配置基準、

不適切サイトの閲覧等、ICT教育を進める上での課題についての質問があり、ブリッジスクールについては、南部地域の現状も踏まえ、引き続き検討していく。スクールカウンセラーの配置基準は、都費で全校1名、大規模校の場合は複数名、その他希望により区費カウンセラーを1名ずつ配置する旨の答弁をするとともに、情報モラル教育や主体的なSNSルールづくりへの取組等の充実を図っていく旨の答弁をいたしました。

3人目の公明の山下金吾議員は通告質問で、こどもの健全育成についてとして、主に部活動の地域移行についての質問があり、今年度、健康スポーツ公社、文化コミュニティ財団が持つ施設や人的資源等を活用したプログラムを運動部・文化部で実施し、参加生徒からは前向きな意見が多く出されているところであるが、継続性のある安定した活動場所等の課題があり、引き続き環境整備に向けた取組を検討していく旨の答弁をいたしました。

4人目の自参無の吉田由紀子議員は通告質問で、学校給食についてとして、学校給食の情報公開、コオロギ食実施の可能性、オーガニック給食の促進についての質問があり、情報公開については、学校給食の試食会実施の呼びかけや献立表や食材のホームページ掲載を分かりやすい表示となるよう努める旨の答弁をするとともに、コオロギ食は一般食に食されるようにならない限り使用することはないこと。それから、オーガニック食は、納入可能な場合は活用できるよう努めていく旨の答弁をいたしました。

次に、特別委員会について御報告いたします。9月27日に一般会計補正予算第4号を審査する令和5年度予算審査特別委員会が開催されました。また、9月28日から10月5日にかけて、令和4年度決算を審査する令和4年度決算審査特別委員会が開催されました。

まず、補正予算の審査につきましては、9月8日の教育委員会定例会におきまして御決定いただきましたとおり、教育費の補正額は歳入1,463万9,000円、歳出は8,997万円の増額で、主な内容といたしましては、公立特別支援学校に通う児童生徒を対象に、区立学校で実施される給食費無償化と同等の経済的支援を実施するもののほか、川南幼稚園跡地のきつずクラブB登録に活用するための改修経費等、及び小・中学校特別支援教室の来年度増設に伴う備品・消耗品等の購入に係る経費を補正予算として上げてございます。

補正に関する質疑につきましては、総括質疑、及び4ページに記載のとおり、教育費におきまして、特別支援学校の教育費補助や放課後子どもプラン等の質問があり、教育委員会事務局の担当課長が答弁してございます。

また、9月28日から10月5日にかけて、令和4年度決算を審査する令和4年度決算審査特別委員会におきまして、総括質疑では、教員不

足、幼稚園の今後の在り方、働き方改革などについての質問があり、教育長からの答弁等をしてございます。

また、教育費の審査では、5ページに記載のとおり、各会派からの質疑があり、放課後こどもプラン事業、安全対策などの質問がございました。こちらにつきましては担当課長が答弁してございます。

次に、10月13日の文教委員会につきまして、御報告申し上げます。6ページを御覧願います。議案は記載の17件でございます。

議題1 議案第74号から議題4 議案第103号までの4件は、いずれも9月8日の教育委員会定例会で御審議の上、御決定いただいたもので、まず、議題1 議案第74号は、豊洲図書館ほか4館の指定管理者の指定に係るもので、また、議案第101号につきましては、学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償についての内容となっております。こちらにつきましては、いずれも賛成全員で可決されました。

次に、議題3 議案第102号及び議題4 議案第103号はいずれもパートナーシップ関係にある相手方を配偶者と同等の取扱いとするために条例改正をするものでございますが、こちらは賛成多数で可決されました。

次に、議題5から11までは、いずれも継続審査となっている陳情で、このうち、議題11 5陳情第49号は陳情者より取下げの申出があり、了承されてございます。また、同じく議題9 5陳情第42号は不採択となっております。

このほかの継続審査の陳情につきましては、これまでの審議経過等を説明した後、引き続き継続審査となっております。

次に、議題12から17までの6件は新規に本委員会に付託された陳情でございます。議題12号 5陳情第62号は、領土に対する意識づけと領土主権展示館の社会科見学を求める陳情で、小中学校の社会の地理的分野で取り上げている点や、内閣官房領土主権対策企画調査室からの通知に基づき、社会科見学や調べ学習で領土主権展示館の活用を校長会で周知を図ったところと説明し、継続審査となっております。

次に、議題13 5陳情第68号は、江東区内に特別支援学校の増設を求める陳情で、設置者である東京都の取組について説明し、継続審査となっております。

次に、議題14 5陳情第71号の2は、学校での教育や啓発に慎重に取り扱うことを求める陳情で、学校における多様性、個を尊重した取組を説明し、継続審査となっております。

次に、議題15 5陳情第72号は、学校給食において遺伝子組換え食品やゲノム編集食品の使用をやめ、オーガニック食品の使用を求める陳情で、学校給食では安全性が担保されている食品を使用していることや、価格や流通量に課題があるが、使用が可能な場合は有機食材の活用

に努めていることを説明し、継続審査となっております。

次に、議題16 5陳情第90号は、水泳授業における熱中症や盗撮防止対策のために、学校プールに屋根を設置することを求める陳情で、建築基準法への適合が求められており、改築改修時に対応していく等の説明をし、継続審査となっております。

次に、議題17 5陳情第91号は、学校司書の全校配置を求める陳情で、平成23年度に小学校全校、平成元年度に中学校全校で学校司書を配置しているなどの説明をし、継続審査となっております。

議題につきましては以上となっております。

次に、2の報告事項でございます。報告事項は資料に記載の5件でございますが、いずれも教育委員会におきまして御報告または御協議いただいている案件でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で令和5年度第3回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和5年特別区職員の給与等に関する報告及び勧告について説明願います。

庶務室長。

星名庶務課長 報告事項2 令和5年特別区職員の給与等に関する報告及び勧告について御説明をいたします。

地方公務員の給与につきましては、民間準拠を基本としてございます。特別区におきましても、特別区人事委員会が毎年、民間給与実態調査を行いまして、公民較差を算出し、職員の給与について勧告しているというところでございます。令和5年度につきましては、10月11日に特別区人事委員会から勧告がなされましたので、その概要を報告するものでございます。

恐れ入ります、資料2を御覧ください。今回の勧告のポイントにつきましては、上段、四角囲みに記載のとおり、月例給・特別給とも引上げとなっているところでございます。月例給につきましては、公民較差が3,722円あり、これを解消するため、初任給、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額引上げ、それと特別給、いわゆるボーナスでございますが、こちらにつきましては、年間支給月数を現行の4.55月から4.65月へ0.1月引き上げるといった勧告でございます。

なお、特別給の引上げ分につきましては、期末手当・勤勉手当というところがあるんですが、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員につきましては期末手当及び勤勉手当に均等に配分するというところが勧告でなされているというところでございます。この勧告とおり給与改定が

実施されますと、職員の平均年間給与につきましては、10万2,000円の増というところでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。具体的な改定の内容でございます。まず、給料表でございますが、行政職給与表（一）適用職員、いわゆるこれは我々の事務職員の給料表でございますが、こちらの初任給につきまして、Ⅰ類採用、いわゆる大卒程度と言われるものにつきましては、現行の18万8,200円から19万6,200円に、Ⅲ類採用、いわゆる高卒程度でございますが、こちらにつきましては15万2,100円から15万8,100円に改定というところでございます。

その他の給料表につきましては、行政職給料表（一）に準じた改定とされてございます。

なお、資料には記載がございませんが、教育委員会所管の幼稚園教育職員給料表の適用になります初任給につきましては、今回の勧告どおり実施されますと、大卒につきましては19万9,500円から20万7,800円に、短大卒につきましては18万2,500円から19万2,000円に改定となるというところでございます。

また、特別給の0.1月分の引上げにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員につきましては期末手当及び勤勉手当に均等に配分するということとされてございます。

給与改定につきましては、この後、特別区長会におきまして、勧告の実施についての決定がされまして、職員団体との交渉を経て、各区で条例改正を行うというものでございます。本委員会におきましても、今後実施内容に沿った条例改正を御審議いただく予定となっております。

なお、2ページ下段以降につきましては、人事・給与制度等に関する人事委員会の意見が記載されてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 文部科学大臣小学校教育功労者表彰についてを説明願います。

庶務課長。

星名庶務課長 それでは、報告事項3 文部科学大臣小学校教育功労者表彰についてを御説明をいたします。資料3をお願いをいたします。

文部科学省では今年度、新教育制度施行75周年を記念いたしまして、小学校教育に長く従事し、小学校の教育の振興に功労のあった者に対し、文部科学大臣から感謝状等を贈呈することとなりまして、記載のとおり

被表彰者を決定したというところでございます。

本区からは被表彰者として、1に記載のとおり、第一亀戸小学校の関校長が被表彰者となったところでございます。

対象につきましては、2の(1)(2)に記載のとおり、基本的には行政機関等に30年以上在籍し、かつ、小学校の教職員として15年以上在籍し、小学校教育に特に功労のあった者という形になってございます。

関校長の主な功績といたしましては、3に記載のとおりですので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

関校長からは、授賞式があった報告とお礼の連絡がありました。こうやって表彰されることはすばらしいことだなというふうに思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、議事進行上の関係から順序を変更しまして、報告事項8 令和6年度江東きっずクラブB登録児童募集についてを説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 お手数ですが、資料8をお願いいたします。私からは、令和6年度江東きっずクラブのB登録の児童募集について、御説明させていただきます。令和6年度の入会につきまして、例年と同様、11月11日号の江東区報において案内を予定しておりますが、本日はその概要を御報告するものでございます。

まず、1の令和6年4月1日入会に向けました集中募集期間でございます。令和5年12月1日から15日までの15日間で行います。

次に、2の利用要件でございます。対象となる児童については、記載の3点を全て満たす必要がございます。1点目は、区内に住所を有すること。2点目としては、小学校3年生以下の児童、または特別支援学級や特別支援教室に在籍する4から6年生の児童であること。3点目といたしまして、保護者の就労などにより、放課後家庭で適切な保護を受けることができない児童となります。

次に、3の開設日・開設期間等でございます。今年度と同様、変更点はございません。小学校内、小学校外クラブとも月曜日から金曜日、放課後から18時までとしまして、学校休業日につきましては朝8時から18時までとしております。また、保護者の就労状況により、19時までの延長利用ができます。なお、潮見や塩浜など、記載の学校外クラブにつきましては、今年度と同様、時間延長は実施しておりません。

次に、4、費用でございます。こちらもこれまでと同様、変更はござ



いません。利用料は月額5,000円で、18時を超えて利用する場合は月額1,000円の追加となります。おやつ代は月額1,500円。けがとか、そちらの障害に対する保険料といたしまして、年間500円としております。なお、これらの経費につきましては、住民税非課税世帯などに対し、利用料の免除のほか、おやつ代、保険料の助成もございません。

また、きつずクラブを兄弟姉妹で利用する場合におきましては、年長のお子さんの利用料を5割減額とする対応もいたしております。

次に、5の今後のスケジュールでございます。募集期間中にいただいた入会申請に基づきまして、保護者の就労状況などを12月中旬から2月にかけて審査いたします。来年2月下旬以降、審査結果に基づく利用承認通知書などの発送を行います。

その後、各きつずクラブにおいて、入会予定の保護者を対象に入会説明会を開催する予定でございます。

最後になりますが、参考として、今回の集中募集以降の二次、三次の募集について、日程を記載してございます。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。これから募集が始まるというところで、B登録の待機児童解消に向けても様々努力をしているところですので、今後推移を見ながら、また様々努めていきたいと思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和5年度校園長・幼稚園副園長・教育管理職選考受験の状況についてを説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長 校園長・幼稚園副園長・教育管理職選考受験の状況について報告いたします。資料4を御覧ください。

初めに幼稚園です。本年度は園長選考受験者が1名、そして合格しました。副園長選考については、二次選考受験者が1名おり、最終合格の発表は令和6年2月を予定しております。

次に小学校です。校長選考の受験者が26名、そのうち14名が一次選考に合格しました。9月中旬から下旬にかけて、二次選考の面接を終えております。

また、主に指導主事となるA選考の受験者が5名、主に副校長となるB選考受験者が11名おります。年齢50歳以上が対象で、即戦力として翌年度昇任となるC選考については、受験者が2名となっております。

次に、中学校です。校長選考の受験者が6名、6名全員が一次選考に合格しました。小学校同様、9月中旬から下旬にかけて、二次選考の面

接を終えております。中学校ではB選考受験者が5名、C選考の受験者が1名、A選考の受験者はおりませんでした。今後も校園長会と連携しながら、管理職選考受験者の確保に努めてまいります。

なお、小中学校の最終的な合格発表は11月の末を予定しております。報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。安部委員。

安部委員 ちょっと教えてほしいんですが、管理職の方に対して、どんどん管理職になってほしいという思いから、何かそういうのを後押しするようなことというのはあったりするものなのでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 呼びかけについては、校長から、自己申告とかのときに、その候補になるべき、なるであろう方には声をかけております。あと、全体としましても、私も校園長会等で管理職候補者の確保については呼びかけているところです。以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。教員の方でも、管理職になりたい、全員になりたいわけではなくて、になりたい方もいれば、今がいいという、現場にいたいという方も当然いらっしゃるので、自由かなと思うんですけども、現状としては、校長先生、副校長先生、主幹の先生、足りている、足りていないという状況としてはどんな状況でしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 選考受験については、あくまでもその本人の希望ということで、最終的には本人が納得して受験をする、そういった状況でございます。

あと、不足の状況ですけれども、全都的に中学校の副校長が足りない、その候補者が足りないというところは声が上がっております。以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。今、指導室長から話ありましたけれども、安部委員からも御提案あったように、様々、管理職に全員がなるわけではなくて、中には授業の道を極めるというところでは、現在、指導教諭という職がありまして、授業のその道のプロで指導力を高めていく道もある、そういったこともあります。

また、育成という部分については、指導室長とか私とかが講師になっ

て、経営研修会に行つて、経営の在り方とか校長先生方に期待することの話をさせていただいたり、最近では若手の主任教諭とか主幹教諭とかも参加していただくような研修会で私も話をさせていただいているので、魅力を感じていただかないと、なかなか管理職になろうというところもないので、そういった部分では、うまく話をしながらというところで、本区については比較的受験者数が出てきているかなというところがありますが、先ほど室長から報告あったように、中学校の指導主事になる選考の希望者がこのところないというところもありますので、今後また続けて育成を図りながら進めていければなというふうに思っております。

それでは、よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和5年度全国学力・学習状況調査の江東区の状況についてを説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長      それでは、令和5年度の全国学力・学習状況調査の江東区の状況について報告いたします。資料5を御覧ください。

本調査は小学校及び義務教育学校前期課程6年生と中学校3年生及び義務教育学校9年生を対象に、文部科学省が4月に実施しているものでございます。調査の構成としては、教科に関する調査を国語と算数・数学について行い、このほかに質問紙調査、いわゆるアンケート調査を行っております。今年度は、これに加えて、中学校英語の調査を実施しております。

それでは、まず、小学校及び義務教育学校前期課程の状況についてでございます。表面を御覧ください。真ん中の縦長のボックス、5、教科に関する調査の結果の概要を御覧ください。教科に関する調査の正答率と東京都の平均値を100としたときの計算値を記載しており、令和4年度のものも含めた結果を掲載しております。

上段の令和5年度の表を御覧ください。小学校は国語・算数ともに全国平均、都平均を上回っております。国語については、東京都平均100に対して104.3で、都平均より4.3ポイント高く、算数については104.5で、都の平均より4.5ポイント高くなっております。これまでも小学校では全国平均や東京都平均を上回る数値が出ておりました。今後も、こうとう学びスタンダードネクストステージの取組の一層の充実を通して、こどもたちに考えさせたり、発表させたりすることにしっかりと取り組む等、学習指導要領で狙いとしている資質・能力の確実な育成を目指して取組を進めてまいります。

次に、各教科の調査結果についてです。特徴的な調査結果について記載しております。国語の1点目を御覧ください。目的に応じて文章と図表などを結びつけるなどして、必要な情報を見つけることができるかどうかを見る問題の正答率は、国や都を上回る結果となっております。

一方で、2点目、図表やグラフなどを用いて、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかを見る問題の正答率は、国や都は上回っているものの、30.4%と低い正答率でした。文章と図表などを結びつけて情報を読み取る力については、その情報を効果的に活用して表現する力にはまだ課題が見られるため、情報を活用した表現力の向上を目指してまいります。

次に、右上の6、江東区長期計画の指標との関連を御覧ください。令和6年度における長期計画の小学校の目標値は107ですが、今年度の数値は104.4で、目標値まであと2.6となっております。目標値の達成を目指して、今後も各学校で授業改善を目指してまいります。

また、本調査の質問紙調査による「自分にはよいところがある」と思う児童の割合は、目標値の87%に対して、今年度の数値は81.4%となっております。次の「人の役に立つ人間になりたい」と思う児童の割合については、目標値の96%に対して、今年度の数値は94.6%となっており、この2つの指標の達成に向けては、今後も自己肯定感や自己有用感を高めるための活動を継続していく必要があると考えております。

次に、7、児童質問紙調査の結果の概要を御覧ください。児童の回答の中から特徴的なものについて記載いたしました。4点目の授業におけるICT機器の活用についてを御覧ください。5年生までに受けた授業で、パソコン、タブレットなどのICT機器をどの程度使用したかという質問に対して、肯定的な回答が国や都を上回る結果となっており、本区のICTを活用した学習が充実していることが把握できる結果となっております。

次に、8、こうとう学びスタンダードとの関連を御覧ください。今回の児童へのアンケート調査の中で、学び方スタンダード、国語スタンダードの内容と関連する項目の状況について取り上げました。家庭学習について、1点目の日に60分以上勉強する児童や、2点目の自分で計画を立てて勉強する児童は、国や都に比べて多くの児童が取り組んでいることが分かり、こうとう学びスタンダードの一定の定着が見られております。

続きまして、中学校及び義務教育学校後期課程の状況についてでございます。裏面を御覧ください。まず、中央の5、教科に関する調査の結果の概要を御覧ください。小学校同様、東京都を100としたときの江東区の計算値を示しております。令和5年度の結果は、国語・数学・英語全てにおいて全国平均、都平均を上回っております。国語については、東京都平均100に対して101.4で、都平均より1.4ポイント高く、数学については103.6で、東京都平均より3.6ポイント、英語については、東京都平均100に対して101.9で、都平均より1.9ポイント高くなっております。

次に、各教科の調査結果についてです。英語の1点目を御覧ください。日常的な話題について、目的に応じて英語を聞き、必要な情報を聞き取ることができるかどうかを見る問題の正答率は、国や都を上回る結果となっております。これは本区が英語スタンダードを通して、小学校段階から英語でのやり取りを大切にして、指導してきた成果であると考えられます。

次に、右上の6、江東区長期計画の指標との関連を御覧ください。令和6年度における長期計画の中学校の目標値は105ですが、今年度の数値は102.5で、目標値まであと2.5となっております。達成に向けては、中学校における授業改善の取組をさらに充実させてまいります。

また、「自分にはよいところがある」と思う生徒の割合は、目標値の80%に対して、今年度の数値は79%であり、昨年度よりも上回り、目標値まであと1.0となっております。「人の役に立つ人間になりたい」と思う生徒の割合については、目標値の93%に対して93.2%となっており、今年度目標値を上回りました。

次に、7、生徒質問紙調査の結果の概要を御覧ください。4点目の授業におけるICT機器の活用についてです。1、2年生のときに受けた授業で、パソコン、タブレットなどのICT機器をどの程度使用したかという質問に対して、肯定的な回答が国や都を上回る結果となっており、小学校同様、本区のICTを活用した学習が充実していることが把握できる結果となっております。

次に、こうとう学びスタンダードの関連、下段の8を御覧ください。今回の生徒へのアンケート調査の中で、学び方スタンダード、国語スタンダードの内容と関連する項目の状況について取り上げました。中学3年生及び義務教育学校後期課程の9年生では、家庭学習について、1日に60分以上勉強する生徒は73.6%となっております。自主的に家庭学習に取り組む生徒が多いことが分かります。

全国学力・学習状況調査について、本区の数値をこれまでと比較し、説明させていただきましたが、これらの結果はあくまでも本区の児童生徒の調査結果の平均としての結果でございます。各学校には個人の結果、学校ごとの結果が返却されておりますので、各校でそれぞれの結果について分析し、一人一人の課題について改善を図っていくことが重要であります。本区としましても、改善点を明確にし、今後の授業改善、施策展開につなげてまいります。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。鈴木委員。

鈴木委員 6の江東区長期計画の指標との関連というところの「自分にはよいところがある」と思う生徒の割合と「人の役に立つ人間になりたい」と思

う生徒の割合、これ小中ともそうなんですが、ギャップがあるんですけども、私、この「人の役に立つ人間になりたい」というのが93%おるのに、自分のよいところがあるかというところで下がるわけですけども、このギャップというのは僕は立派だなと思っているんですけども、この考え方というか、これはどのように指導室長は捉えていらっしゃるかということと、それから、なるべくこの数値を上げたいんですけども、どのようなこれから主導が必要になってくるのかということをお聞きしたいと思います。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 この2つの質問紙調査の結果のギャップなんですけども、やはり人の役に立つ、誰かのためになっているという、そういったことを経験することによって、自分のよさというのに気づくとか、そういったことがあると思いますので、ちょっとコロナの状況でなかなか人との関わりが減ったことによって、数値が下がったというようなところもありますけども、やはり学校生活で、例えば委員会活動、児童会活動とか、そういったところで自分が役に立っている、そういった実感を得て、周りからの評価をされることによって自己肯定感というのは高まっていくんじゃないかなというふうに思いますので、今後もそういった活動を充実させて、数値を上げることが目的ではないですけども、自分のよさに気づけるような取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 分かりました。そのとおりだと思うんですけども、これを数値を上げるだけの目標ではないけれども、心待ちを上げるためには、学校の中だけではなくて、地域との関わり、青少年との関わり、こういった機会を増やして、自分が地域にとってどういうスタンスで役に立ったのかなというものを感じさせるチャンスを与えるのが必要ではないかなというふうに思います。これは要望です。以上です。

本多教育長 ありがとうございます。今、指導室長から答弁があって、鈴木委員からも要望という形ありましたが、これは大事なことです。「自分にはよいところがある」と思うかという部分について、これをもって自己肯定感というのを一つ見ているわけですけど、世界と比べると、日本人の持っているものというのも多少あって、やはり自分のことをあまり高く評価しない傾向があるというところがあって、それをもってよしとするのか、どうなのかということもありますけども、ただ、先ほど指導室長からもあったように、あなたにはいいところがあるよというのをやは

り大人が声かけをしていかなければいけないというふうに思っています。これ、全国学力・学習状況調査の児童の質問紙の調査に、先生はあなたのようによさを認めてくれていますかという実は調査項目もあって、そこを上げていく必要があるという話は学校には繰り返ししているところでもあります。

そういった部分では、大人が子どもたちのよさを認めていくことと、それから、失敗してもいいんだよという部分でのチャレンジできるような状況を認めていくことと、あとは、鈴木委員からもありましたけど、そういった場をつくっていくというところが大事なのかなというふうに思っております。ありがとうございます。

それ以外にいかがでしょうか。安部委員。

安部委員 ありがとうございます。ちょっと確認させてほしいんですが、この調査は4月の18日に実施したということで、これの回答とかフィードバックみたいなもの、各学校に先生に戻ってきて、生徒にこの結果が自分でいつ分かったのかというのはどういった時期になるでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 結果については夏頃に返却されますので、それが学校に着いて、例えば夏休み中の3者面談であるとか、そういったところに個表を基に状況を伝えるというようなことを行っております。また、夏休み中にこの結果を学校で分析して、授業改善に役立てる、そういった取組を行っております。以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。安心しました。フィードバックを基に、各教科ごとに、先ほども調査結果で国語や算数や英語、あえて正答率の低いものもお示しくださっていると思うので、そこら辺は各教科の先生方で振り返りといいますか、次に向けて御相談くださっているのかなと思うので、引き続きお願いできればと思っております、もう1点確認させてください。

7の授業におけるICT機器の活用についてというところで、週3日以上ICT機器を使っているよという、これ児童とか生徒が考えていることなので、どう判断しているか、ちょっといろいろあるとは思いますが、本区は7割で高いということだったと思うんですけど、僕、毎日使っていると思っていたんですよ、PCタブレットって。それで7割って、これどういうことなのか、ちょっと理解できないんですけど、指導室としては、これどういうふうに解釈されているか教えてください。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 確かに毎日活用するという、そういったことが進められるといいかなというふうには思っていますけども、週3日以上ということで、毎日も含まれていると認識しております。

ただ、学習内容によっては、本来の紙ですね、そういったもので使ったほうがいと判断するものもありますので、その状況に応じて、うまく使い分けができればいいかなと思っています。以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。ということは、3割の児童は、例えば週1回、1日もパソコン使っていないなとか、タブレット使っていないなという認識で答えているということですか。実際にそういうのがあり得るというお話ですよ、今の飯塚さんのお話は。そういう理解でいいんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 全体の状況を見ていますけれども、1回も使っていないというような、そういう学校はないのかなというふうに認識しております。ただ、児童の実感として、使ったなというふうに思えるか、ちょっと開いたぐらいで、あんまり使っていないようなイメージを持っているとか、そういった多少の個人で感じる違いはあるのかなと思っています。

この結果を踏まえて、またさらに積極的に活用できるように、各学校には声をかけていきたいと思っています。以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

じゃ、もう1点ちょっと教えてください。昨年も、同じようなこと聞いて申し訳ないんですけど、この平均値について、その分布なんですけど、成績として、追いつけていない子の山と追いつけていく子の山と、二こぶラクダになっていて、平均としてこの辺という場合と、全体的に1つの山で、平均値もその山と一致しているのかという偏差ですよ、という意味では、どんなふうな状況なのか教えていただけないでしょうか。

本多教育長 指導室長。



飯塚指導室長 二極化というようなことが言われていますけれども、江東区の状況としては、1つの山で、平均が、正答率が高い、平均値に近いところが一番の山になっている、そういう状況でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

先ほど安部委員のほうからあった端末の使い方ですけど、私は、これ100じゃなきゃおかしいと、100にならなければいけないというふうに思っています。多分、傾向としてという部分ですので、指導室長のほうからもありましたけど、その子がどう認識しているかということもあるんですけど、たくさん使っているという意識があれば、週3日以上使っているよねということだとは思うんです。ここが小学校も中学校も7割ぐらいということですので、ここが全国と比べれば確かに高いですけど、ただ、当たり前のツールになっているとすれば、当然ここが100になるような取組方をしていく必要があるだろうなというふうに思っています。

これ、実はこの調査結果は、ここは鍵になる大事な見方としては、全体全てというところと一人一人というところがあって、例えば、この質問であたりとか、「自分にはよいところがある」と思う児童の割合とか、例えば「いじめはどんなことがあってもしてはいけない」とか、そういったものについては、全員が「そう思う」にならなきゃいけないという方向性だと思うんですね。

あとは、結果については、これ平均値を示していますが、大事なのは一人一人を見ていくことなので、この子はどうできているか、この子は何が得意か、何が苦手かって見ていきながら、結果としてこれが上がっていくというところが大事なので、学校は、先ほど言いましたように個別票をもらっていますので、その子に対しての改善策を立てていくことが必要だなというふうに思っていますので、我々は江東区として全体的な平均で示すことしかしていませんけど、大事なのは一人一人をちゃんと見ていくことだろうなというふうに思っています。

結果としては、さっき言った100%にしていくのも、一人一人を見ていくことの積み重ねだということはあるんですが、全体としてできなければならないし、全体としてできるようになってほしいというところもあるかなというふうに思っております。ありがとうございます。

それ以外、いかがでしょうか。本田委員。

本田委員 私も3つあります。ちょっと掘り返すようで申し訳ないんですけども、今の教育長のお話にもありましたように、いじめのこととか、よいと思うところがあるというのを、ちょっと上がっているというお話も先ほどからあったんですが、この目標値がそもそも80%でいいのかなという

ふうに思います。まず、それが1つ目です。これはだから質問というか、意見ですね。

2つ目はICTのところなんですけれども、今までのお話にもあったように、個人の考え方というところがあって、保護者の話を聞くことがあるんですが、全然使っていないというふうに感じている保護者もいるのが現実なので、ここはもう少ししっかり使っている感が出せるといいなと思います。

その一方で、紙のほうがいいと思う授業というのも当然必要だと思います。それはいいことだと思うんですが、ただ、一人一人違って、紙で書く、書くのが苦手だ、板書が苦手な子には、そういうときでもタブレットでの撮影だったりとか、そういう使用はされているのかどうか、ここはもう一つ確認です。

3つ目は、昨年度ぐらいからちょっと問題の傾向が変わったというか、ちょっと変わったなという感じがしたんですけども、今年もそのような方向があったのか、教えてください。

以上です。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 委員おっしゃるとおり、目標値は100を目指さなきゃいけない、そういうところですけども、この当時の目標値の設定ですけども、調査結果を分析して、具体的な実際の数値についてはこの目標値で立てたというふうに認識しております。ただ、気持ちとしてはやっぱり100%を目指していくべきということで取り組んでおります。

ICTを使っていないという指摘もそうですけれども、これは活用をより一層進めるよう、各学校には指導していきたいというふうに考えておりますが、紙とデジタルの併用については、例えば、学習者用のデジタル教科書が、今、高学年以上に配付されているんですけども、それを使ったところも、先生が一斉にそのデジタル教科書を全部開きなさいとかって、そういうことではなくて、生徒によっては紙のほうが見やすいというような子もいますので、紙の教科書を使ったりとか、あとはメモを取る、または入力得意な子は直接タブレットに打ち込むとか、そういう選択ができるような柔軟な対応はできているというふうに認識しております。

あと、もう1点、問題の傾向ですけども、これは大きく差というのは、分析としては分からないですけども、私自身、その問題を解いてみて、昨年度の問題はかなり攻めた問題だった、ちょっとひねったような問題が多かったんですけども、今年度の問題についてはあまりにそういったところはなかったのかなというふうな印象です。これは個人的なものなので、全体的にはちょっとまた分析していきたいと思います。以上です。

本 多 教 育 長 よろしいですか。

本 田 委 員 ありがとうございます。はい。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。これ、受けている子供たちが毎年違うので、そういった部分では多少の上がり下がりというのはあるとは思うんです。全体的な我々傾向を見ていくことと、今、本田委員からもありましたけども、そのときの問題に応じてというところもありますので、細かな分析はやはり必要だと思いますし、授業改善をしっかりと進めていくということは結果に関わらず大事なことではあるので、しっかりと進められればなというふうに思っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果についてを説明願います。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について御報告いたします。資料6を御覧ください。

令和2年度に発生したいじめ防止対策推進法に基づく重大事態の1件と、令和4年度に発生した1件の計2件について、学校いじめ問題調査委員会における調査が終了しましたので、御報告いたします。

まず、重大事態について説明いたします。いじめ防止対策推進法の第28条において、次に掲げる事態を重大事態としております。1、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。2、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められているとき。

なお、相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安としております。また、児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、いじめの結果ではない、あるいは重大事態とは言えないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たることとなっております。

本日報告する2件については、いずれも2に該当する案件でございます。

それでは、事案アについて説明いたします。被害を訴えた児童は当時小学校の6年生でした。訴えのあった主ないじめの態様は、嫌なことを言われたり、されたりする、たたかれたり、蹴られたりするです。訴えによると、いじめに係る行為が行われたのは令和元年から令和2年9月

ということでした。

事案の概要についてです。当該児童はいじめに係る児童1名からカッターで傷つけられたと訴えました。また、このこと以外にも、継続的にたたかれたり、蹴られたりすることがあったり、脅し文句を言われたりするということを訴えました。

訴えを受けて、学校では関係児童からの聞き取りやアンケート調査等を実施しました。しかしながら、具体的な事実を特定することはできませんでした。保護者の意向により第三者委員会を設置しましたが、調査方法について保護者の理解が得られず、最終的には教育委員会主体で当時の資料を基に調査を実施しました。しかし、被害を受けたとされる児童及び保護者が訴えた行為については、認定することができませんでした。当該児童は、現在は進学先の中学校で休むことなく登校できております。

続いて、事案イについて説明いたします。被害生徒は当時、中学校1年生でした。主ないじめの態様は、嫌なことを言われたりされたりする、たたかれるです。いじめに係る行為が行われた期間は、令和4年6月3日から令和4年12月12日です。

事案の概要についてです。被害生徒は授業中や休み時間において、3名の生徒から背中をたたかれたり、ばかにするような発言をされたりしたこと、ほうきで額をたたかれたことにより苦痛を感じるようになりました。

学校は、被害生徒の保護者からいじめられたことが原因で登校したくないと言っているという申立てを受け、関係生徒から聞き取りを実施し、当該生徒に対するいじめについて認知するとともに、加害の生徒を指導しました。しかしながら、被害生徒はその後も登校することができませんでした。

担任は保護者の申立て以前に被害生徒が嫌な思いを抱いている可能性に気づいて、言動に注意を払っていたものの、被害生徒等から丁寧に話を聞くことはありませんでした。また、担任はほかの教職員と情報の共有をしなかったため、組織的な対応が遅れてしまい、被害生徒は長期の欠席に至ってしまいました。現在も被害を受けた生徒は登校できておりませんが、令和5年9月からフリースクールにオンラインにて参加しております。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。安部委員。

安 部 委 員      御報告ありがとうございます。ちょっと確認したいんですけども、例えば、事案アは令和2年度に発生しているもので、今、令和5年の10月ですよ。これって、それぞれ報告いただくタイミングというもの

が、それぞれ事案によってあると思うんですが、今回は、例えばこの事案アについては、なぜ今このタイミングになったんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 調査委員会の調査が終了した時点をもって、結果については報告しておりますので、この事案アの調査が終了したのが今年度となっております。したがって、今回の報告になったという経緯でございます。以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。調査が終了したからといって、もう終わりだよと言って何もしないということとは違うと思うので、それはそれで、今も中学校に行かれて、6年生ですから、もう中学校に行って、令和2年、もうすぐ中学校を卒業してしまうわけですね。なので、その辺も引き続きケアしてもらいたいなどは思いますので、これは事案イのほうでも同じかなと思いますので、その調査委員会といいますか、それが終わったら、その後どういう見守りというか、ウォッチというか、になっていくのか、あれば教えてもらえますか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 事案アの件は、中学校に進学して、学年も更新をしているわけですが、状況については学校に聞き取りをして、必要があれば支援を行うという、そういったことを行っております。今のところ毎日学校に通っていて、進路もじきに決定していくのかなというふうに考えております。事案イにつきましても、この結果が出たから終わりということではなくて、引き続きその当該生徒の様子を伺いながら、また保護者の考えも伺いながら、学校と教育委員会が連携して支援を図ってまいります。以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

先ほどの全国学力・学習状況調査のところでもありましたけども、改めていじめはどんな理由があってもしてはいけないんだということを、やっぱり子どもたち含め、学校含め、理解してもらわなければいけないというふうに思っています。このことについては、いじめをするのも、いじめを受けるのも子どもたちなので、やはり子どもたちがしっかりと理解すること、それについては、主体的ないじめ防止の取組をしっかりとするようにというふうに各学校には伝えていっているところであります。

そこをしっかりと取組を進めていくことが今後また大事になってくるかなというふうに思っております。

先ほど安部委員からもありましたけれども、当然、いじめは再発することもあるということもありますので、確実に経過を見ていくことが重要になります。そういったところ、抜かりのないように対応していただくように、学校とも連携を図って進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、続いて、報告事項7につきましては、調査継続中の事案に係る報告のため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長      ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項7は秘密会といたします。

以上で傍聴案件の審議が終了しましたので、傍聴人の方は事務局の指示に従い、御退室願います。

(傍聴人退室)

— ※報告事項7：秘密会により非開示 —

本 多 教 育 長      それでは、本報告を終了いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、教育委員会会議規則第31条の規定により、非開示といたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第10回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。